

議案第 25 号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備について

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 元 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する
条例

（日出町普通河川占用、使用及び採取料徴収条例の一部改正）

第 1 条 日出町普通河川占用、使用及び採取料徴収条例（昭和 44 年日出町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「とおりとする」を「とおりとし、次に掲げる方法により算定する」に改め、同項ただし書中「別表第 2 の額」の次に「（第 3 号の場合を含む。）」を加え、「100 分の 108」を「100 分の 110」に改め、同項第 1 号中「1 月に満たないときは日割とし、」を削る。

別表第 1 備考 1 を削り、同表備考 2 中「知事」を「町長」に改め、同表備考 2 を備考とする。

別表第 2 備考を削る。

（日出町使用料条例の一部改正）

第 2 条 日出町使用料条例（昭和 47 年日出町条例第 19 号）の一部を次のよ

うに改正する。

第3条第1項中「、各別表の種類ごとに定める額に100分の108を乗じて得た額（10円未満の端数については切捨てとする。）」を「掲げるとおり」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 公の施設の使用料（第3条関係）

施設の名称及び区分		使用料の額	
中央公民館	視聴覚室	1時間	330円
	老人室	1時間	330円
	第3会議室	1時間	330円
	調理実習室	1時間	330円
	木工工作室	1時間	330円
	実習棟	1時間	330円
	和室	1時間	220円
	第2会議室	1時間	220円
	青年研究室	1時間	220円
	婦人研究室	1時間	220円
	ホール	1時間	660円
	コンサート	1個につき	50円
	音響装置	ホール設置のもの一式1回	1,100円
	プロジェクター	一式1回	550円
	どん帳	一式1回	1,100円
	ホールステージ照明	1時間	110円
	陶芸用窯	一式1回	1,320円
	調理台	1時間（1台につき）	50円

地区公民館	ホール	1 時間	2 2 0 円
	会議室	1 時間	1 1 0 円
南端コミュニティセンター	集会室	1 時間	2 2 0 円
	研修室	1 時間	1 1 0 円
	調理室	1 時間	1 1 0 円
日出町耕地会館	1 階小室	1 時間	2 2 0 円
	2 階大室	1 時間	3 3 0 円
日出町保健福祉センター	多目的ホール	1 時間	3 3 0 円
	研修室	1 時間	2 2 0 円
	母子保健室	1 時間	2 2 0 円
	栄養実習室	1 時間	3 3 0 円
	トレーニングルーム（利用券）	町民 2 時間	2 2 0 円
		町外者 2 時間	3 3 0 円
	トレーニングルーム（回数券）	町民 2 時間	2, 2 0 0 円
		町外者 2 時間	3, 3 0 0 円
日出町中央体育館	半面	1 時間	2 7 0 円
	ステージ	1 時間	1 1 0 円
	2 階室	2 時間	2 7 0 円
	音響装置	一式 1 回	5 5 0 円
日出町川崎体育館	会議室	1 時間	3 3 0 円
	体育室	1 時間	2 7 0 円
	トレーニングルーム（利用券）	町民 2 時間	2 2 0 円
		町外者 2 時間	3 3 0 円
	トレーニングルーム（回数券）	町民 2 時間	2, 2 0 0 円
		町外者 2 時間	3, 3 0 0 円
日出町柔剣道場	畳	1 時間	2 2 0 円
	板	1 時間	2 2 0 円

日出町弓道場		1 時間	4 4 0 円
日出町エアライフル射撃場		1 時間	4 4 0 円
交流ひろ ばH i C a L i	多目的室	全室 1 時間	4 4 0 円
		半室 1 時間	2 2 0 円
	会議室	1 時間	3 3 0 円
備考 1 冷暖房を使用する場合は、使用料の半額を徴収する。 2 入場料若しくは会費を徴収し、又は営利を目的として使用する場合は、この表の額の 2 倍の額とし、興行を目的として使用する場合は、この表の額の 3 倍の額とする。 3 使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、1 時間として計算する。 4 町外者が使用する場合は、この表の額の 2 倍の額とする。ただし、日出町保健福祉センターのトレーニングルーム及び日出町川崎体育館のトレーニングルームを使用する場合を除く。			

別表第 2 行政財産の目的外使用料（第 3 条関係）

財産の種別			単位	使用料の金額
役場会議室			1 時間	5 5 0 円
学校体育館			1 時間	2 7 0 円
学校校庭			1 時間	5 5 0 円
		電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物を設ける場合	日出町道路占用料徴収条例（昭和 6 0 年日出町条例第 2 3 号）別表に定める額	
		水管、下水道管、ガスパイプその他これらに類する	日出町道路占用料徴収条例別表に定める額	

その他	土地	る物件を設ける場合		
		電話柱等を設ける場合	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額	
		上記以外	1平方メートル1年	880円
	建物		1平方メートル1年	6,270円
備考				
1 使用料の額が時間で定められているものに係る使用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。 2 使用財産の面積が1平方メートル未満であるとき、又は1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。 3 使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。 4 電気、ガス及び水道を使用する場合は、実費相当額を加算する。				

（日出町漁港管理条例の一部改正）

第3条 日出町漁港管理条例（昭和48年日出町条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料の部単位の欄、金額の欄及び備考の欄を次のように改める。

単価		金額	備考
12時間以内	1隻	202円	1 公用船、漁

のとき。	1 回		船、救助船及び避難船については、免除する。 2 定期船については、金額の欄の額の半額とする。
1 2 時間を超え 2 4 時間以内のとき。	1 隻 1 回	2 6 9 円	
2 4 時間を超えるとき。	1 隻 1 回	2 6 9 円に、2 4 時間を超える 1 2 時間ごとに 1 3 5 円を加算した額	
1 2 時間以内のとき。	1 トン 1 回	4 円 0 3 銭	
1 2 時間を超え 2 4 時間以内のとき。	1 トン 1 回	5 円 3 7 銭	
2 4 時間を超えるとき。	1 トン 1 回	5 円 3 7 銭に、2 4 時間を超える 1 2 時間ごとに 2 円 6 9 銭を加算した額	
1 年 1 平方メートル		4 8 0 円	工作物を設置する目的で使用するときは、金額の欄の額の 2 倍の額とする。
1 トン 1 回		2 円 6 4 銭	
1 年 1 平方メートル		7, 0 0 0 円	
1 年 1 平方メートル		7 4 0 円	

別表第 2 金額の欄を次のように改める。

金額
1 7 2 円
1 4 2 円
1 3 1 円
1 2 0 円
1 2 0 円
8 1 円
1 4 7 円
9 6 円
1 7 2 円
5 6 円
6 9 円
8 1 円
1 3 2 円

(日出町手数料条例の一部改正)

第4条 日出町手数料条例（昭和51年日出町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に100分の108を乗じて得た額（10円未満の端数については切り捨てる。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1に掲げるものを除く。）」を「(消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1に掲げるもの以外のものにあつては、その額に100分の110を乗じて得た額(10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額))」に改める。

(日出町都市公園条例の一部改正)

第5条 日出町都市公園条例（昭和54年日出町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3 金額の欄及び使用料加算基準等の欄を次のように改める。

金額	使用料加算基準等
2,750円	1 入場料若しくは会費を徴収し、又は営利を目的として使用する場合は金額の欄の額の2倍の額とし、興行を目的として使用する場合は金額の欄の額の3倍の額とする。 2 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。 3 町外の者が使用する場合は、金額の欄の額の2倍の額とする。
2,750円	
5,500円	
1,650円	
1,650円	
2,750円	
420円	1 入場料若しくは会費を徴収し、又は営利を目的として使用する場合は金額の欄の額の2倍の額とし、興行を目的として使用する場合は金額の欄の額の3倍の額とする。 2 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。 3 照明施設を使用する場合は、550円を加算する。
320円	
4,400円	
1,050円	
3,140円	

3,670円	
100円	
400円	
300円	
100円	
700円	
500円	
200円	
10,000円	
100円	
100円	
420円	1 入場料若しくは会費を徴収し、又は営利を目的として使用する場合は金額の欄の額の2倍の額とし、興行を目的として使用する場合は金額の欄の額の3倍の額とする。 2 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。 3 町外の者が使用する場合は、金額の欄の額の2倍の額とする。
220円	

別表第4 金額の欄を次のように改める。

金額	
20円	22円

6 5 0 円	7 1 5 円
6 5 円	7 1 円
1 5 円	1 6 円
5 円	5 円
1 2 0 円	1 3 2 円
5 0 , 0 0 0 円以内	5 5 , 0 0 0 円以内
4 7 5 円以内	5 2 2 円以内
6 3 0 円	6 9 3 円
9 7 0 円	1 , 0 6 7 円
1 , 3 0 0 円	1 , 4 3 0 円
5 6 0 円	6 1 6 円
9 0 0 円	9 9 0 円
1 , 2 0 0 円	1 , 3 2 0 円
5 6 円	6 1 円
6 円	6 円
3 円	3 円
1 , 1 0 0 円	1 , 2 1 0 円
2 4 円	2 6 円
3 4 円	3 7 円
5 1 円	5 6 円
6 7 円	7 3 円
1 0 0 円	1 1 0 円
1 3 0 円	1 4 3 円
2 4 0 円	2 6 4 円
3 4 0 円	3 7 4 円
6 7 0 円	7 3 7 円
2 9 0 円	3 1 9 円

4 7 0 円	5 1 7 円
1 , 1 0 0 円	1 , 2 1 0 円
1 0 円	1 1 円
9 0 0 円	9 9 0 円
2 0 円	2 2 円
9 8 円	1 0 7 円
1 1 0 円	1 2 1 円
1 0 円	1 1 円

（日出町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 日出町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年日出町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削る。

別表を次のように改める。

別表 利用料（第7条関係）

区分	単位	利用料
日出町老人憩いの家	1時間につき	220円

備考 利用料の額には、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

（日出町公共下水道条例の一部改正）

第7条 日出町公共下水道条例（昭和59年日出町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項の表金額の欄を次のように改める。

金額
1,048円
137円
154円
187円

1 9 2 円
1 9 8 円

（日出町道路占用料徴収条例の一部改正）

第 8 条 日出町道路占用料徴収条例（昭和 6 0 年日出町条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

（日出町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 9 条 日出町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 3 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項の表金額の欄を次のように改める。

金額
1, 0 4 8 円
1 3 7 円
1 5 4 円
1 8 7 円
1 9 2 円
1 9 8 円

（日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 1 0 条 日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成 6 年日出町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項の表金額の欄を次のように改める。

金額
1, 0 4 8 円
1 3 7 円
1 5 4 円
1 8 7 円
1 9 2 円

198円

(日出町水道事業給水条例の一部改正)

第11条 日出町水道事業給水条例（平成10年日出町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第27条中「次の」の次に「各号に定める」を加え、「基本料金と超過料金」を「給水使用料」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 給水使用料

種別	用途	基本料金（1か月）		超過料金（1立方メートル当たり）		
		水量（立方メートル）	料金	11立方メートル～20立方メートル	21立方メートル～50立方メートル	51立方メートル以上
専用栓	一般用	10	1,045円	115円	154円	165円
	営業用	10	1,045円	115円	154円	165円
	浴場用	200	12,760円	—	—	82円
	大口需要	200	20,900円	—	—	165円
	船舶用	1	209円	209円	209円	209円
	学校用	200	20,900円	—	—	165円
	一時用	10	2,090円	209円	209円	209円
共用栓	一般用	10	1,045円	115円	154円	165円

(2) メーター使用料

口径別	使用料
13ミリメートル	無料
20ミリメートル	33円
25ミリメートル	55円

40ミリメートル	110円
50ミリメートル	220円
75ミリメートル	330円
100ミリメートル	1,100円
125ミリメートル	2,200円

第36条第1項第1号の表を次のように改める。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	44,000円
20ミリメートル	88,000円
25ミリメートル	165,000円
40ミリメートル	330,000円
50ミリメートル	660,000円
75ミリメートル	1,650,000円
100ミリメートル	3,300,000円
125ミリメートル	5,500,000円

第36条第1項第2号中「改造後のメーターの口径に対応する前項」を「改造後のメーターの口径に対応する前号」に、「改造前のメーターの口径に対応する前項」を「改造前のメーターの口径に対応する同号」に改める。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第4項中「平成32年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に改め、同項の表を次のように改める。

種別	用途	基本水量（立方メートル）	基本料金	超過料金（1立方メートル当たり）
専用	一般用	10	880円	66円
	営業用	10	880円	66円

栓	大口需要	2 0 0	1 1, 0 0 0 円	6 6 円
	学校用	2 0 0	1 1, 0 0 0 円	6 6 円
	一時用	1	1 1 0 円	1 1 0 円
共 用 栓	一般用	1 0	8 8 0 円	6 6 円

(小深江漁港 2 号泊地係留施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 小深江漁港 2 号泊地係留施設の設置及び管理に関する条例（平成 12 年日出町条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中「3, 0 8 0 円」を「3, 1 3 0 円」に改める。

(日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 1 3 条 日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 5 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項中「定める額」の次に「(消費税等を含む。)」を加える。

別表第 2 中「2, 0 0 0 円」を「2, 2 0 0 円」に改め、同表備考の欄を削る。

(二の丸館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 4 条 二の丸館の設置及び管理に関する条例（平成 2 2 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項の表中「3 0 0 円」を「3 3 0 円」に、「金額の欄に規定する金額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「消費税額及び地方消費税額を含むもの」に改める。

(深見記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 5 条 深見記念館の設置及び管理に関する条例（平成 2 6 年日出町条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項の表中「2 0 0 円」を「2 2 0 円」に、「3 0 0 円」を「3 3 0 円」に、「金額の欄に規定する金額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を

「消費税額及び地方消費税額を含むもの」に改める。

（日出町暘谷駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第16条 日出町暘谷駅前広場の設置及び管理に関する条例（平成28年日出町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表中「300円」を「330円」に、「金額の欄に規定する金額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「消費税額及び地方消費税額を含むもの」に改める。

（暘谷駅自由通路の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第17条 暘谷駅自由通路の設置及び管理に関する条例（平成28年日出町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「170円」を「187円」に、「金額の欄に規定する金額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「消費税額及び地方消費税額を含むもの」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（第7条及び第9条から第11条までの規定を除く。）による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用許可その他の処分に係る使用料その他の料金について適用し、施行日前の使用許可その他の処分に係る使用料その他の料金については、なお従前の例による。

（日出町公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第7条の規定による改正後の日出町公共下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している下水道の使用で、施行日から令和元年1

0月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

（日出町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第9条の規定による改正後の日出町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している排水施設の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

（日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第10条の規定による改正後の日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している排水施設の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

（日出町水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第11条の規定による改正後の日出町水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

理 由

消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、関係条例を整備したいので提出する。